十三　関税暫定措置法別表第一第二一〇六・一〇号の二の㈠のBに掲げるもの
十四　関税暫定措置法別表第一第二一〇六・九〇号の二の㈡のE(a)のイに掲げるもの
十五　関税暫定措置法別表第一第二一〇六・九〇号の二の㈡のE(a)のハの㈠のIに掲げるもの
十六　関税暫定措置法別表第一第二一〇六・九〇号の二の㈡のE(a)のハの㈡のIIに掲げるもの
十七　関税暫定措置法別表第一第二一〇六・九〇号の二の㈡のE(a)のハの㈡のIIIの(I)に掲げるもの
十八　関税暫定措置法別表第一第二一〇六・九〇号の二の㈡のE(a)のハの㈡のIIIの(II)に掲げるもの

第十七条の三　法第十八条の四第二号の農林水産省令で定める割合は、次の表の上欄に掲げる砂糖以外の物の種類に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

砂糖以外の物の種類	割合
ココア	百分の三百
乳	百分の二百九十
豆	百分の百二十
コーヒー	百分の七百六十
その他のもの	百分の七十

（輸入加糖調製品の売戻しの価格の算出）

第十七条の四　法第十八条の六第一項第一号の農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分は、第十七条の二各号に掲げるとおりとし、同号の規定により加糖調製品糖調整基準価格（法第十八条の二第一項の加糖調製品糖調整基準価格をいう。以下この項において同じ。）に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に加減すべき額の算出は、当該加糖調製品糖調整基準価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に当該種類の区分に応じて農林水産大臣が定めて告示する係数を乗じて得た額（当該輸入加糖調製品の仕入書その他の輸入取引に係る資料により計算される当該輸入加糖調製品の輸入港本船渡しによる価格が当該種類の区分に応じて農林水産大臣が定めて告示する価格を超えるときは、当該加糖調製品糖調整基準価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に付録第五の算式によつて算出される係数を乗じて得た額）から当該加糖調製品糖調整基準価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額を控除してするものとする。

2　法第十八条の六第二項第二号の農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分は、第十七条の二各号に掲げるとおりとし、同号の規定により加糖調製品糖標準価格（法第十八条の二第一項第二号の加糖調製品糖標準価格をいう。以下この項において同じ。）に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に加減すべき額の算出は、当該加糖調製品糖標準価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に当該種類の区分に応じて農林水産大臣が定めて告示する係数を乗じて得た額（その額が法第十八条の四第一号に掲げる額に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額に満たないときは、その加えて得た額）から当該加糖調製品糖標準価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額を控除してするものとする。

（輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しの価格の減額）

第十七条の五　第八条の規定は、法第十八条の七の規定による買入れ及び売戻しの価格の減額について準用する。この場合において、第八条第一項中「法第七条」とあるのは「法第十八条の四」と、「及び法第九条第一項」とあるのは「並びに法第十八条の六第一項及び第二項」と、「当該指定糖」とあるのは「当該輸入加糖調製品」と、同条第二項中「法第五条第二項」とあるのは「法第十八条の二第六項」と読み替えるものとする。

第三十九条の次に次の四条を加える。

（輸入加糖調製品の通常年の売戻しに係る加糖調製品糖の数量等）

第三十九条の二　法第二十五条の二第一項の通常年の砂糖年度を区分した期間における機構の輸入加糖調製品の売戻しに係る加糖調製品糖の数量は、当該期間の属する砂糖年度の前五砂糖年度のうち輸入加糖調製品の価格動向等からみて異常と認められる年度を除いた年度の当該売戻しに係る加糖調製品糖の数量（当該売戻しに係る加糖調製品糖の数量がない年度にあつては、当該年度における加糖調製品糖の輸入数量）を基礎として定めるものとする。

（加糖調製品糖の通常年の輸入数量等を基礎として農林水産大臣が定める数量）

第三十九条の三　法第二十五条の二第一項の通常年の砂糖年度を区分した期間における加糖調製品糖の輸入数量等を基礎として農林水産大臣が定める数量は、当該期間の属する砂糖年度の前五砂糖年度のうち輸入加糖調製品の価格動向等からみて異常と認められる年度を除いた年度の加糖調製品糖の輸入数量等を基礎とし、砂糖の製造事情等を勘案して定めるものとする。

（売戻しの価格の特例の場合の輸入加糖調製品の売戻しの価格の算出）

第三十九条の四　法第二十五条の二第一項第二号の農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分は、第十七条の二各号に掲げるとおりとし、同号の規定により同号の農林水産大臣が定める額に加減すべき額の算出は、加糖調製品糖平均輸入価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額から同条の農林水産大臣が定めて告示する係数を乗じて得た額から当該加糖調製品糖平均輸入価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額を控除してするものとする。

（輸入加糖調製品の機構への売渡しの申込みのない期間）

第三十九条の五　第三十四条の規定は、法第二十五条の二第二項において準用する法第二十四条第二項の農林水産省令で定める過去一定年間について準用する。

付録第四の次に付録第五として次のように加える。

付録第五

$P_1 \div P_2 \times c$

P_1は、当該輸入加糖調製品の仕入書その他の輸入取引に係る資料により計算される当該輸入加糖調製品の輸入港本船渡しによる価格

P_2は、第十七条の二の農林水産大臣が定めて告示する価格

cは、第十七条の二の農林水産大臣が定めて告示する係数

（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

（独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第三条　独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年農林水産省令第百四号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しに関する事項

第十条第二項中「合計額」の下に「、同法第十八条の二第一項の規定による売渡し及び同法第十八条の五第一項の規定による売戻しに係る輸入加糖調製品についての当該売渡しの対価と当該売戻しの対価との差額」を加える。

附　則

この省令は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。